

## 質物保管設備基準の全部改正について

(平成4年4月10日、防発第150号)

### 【概要】

質屋営業法第7条に基づいて、平成4年4月10日から施行された質物保管設備基準(平成4年岐阜県公安委員会告示第2号)の改正の趣旨及び解釈基準を定めたものである。